

議案第五十四号

専決処分について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十九条第一項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同法同条第三項の規定により、これを本議会に報告して承認を求めらる。

昭和六十三年四月二十七日

三朝町長 安田真一郎

昭和六拾参年四月廿七日 原案承認

三朝町議会議長 安井由行

専決第一号

専決処分書

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十九条第一項の規定により、三朝町税条例の一部を改正する条例について次のとおり専決処分する。

昭和六十三年三月三十一日

三朝町長 安田真一郎

三朝町条例第十九号

三朝町税条例の一部を改正する条例

三朝町税条例（昭和四十五年三朝町条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第三十六条の二第一項中「有しなかつたもの（）」の下に「公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（令第四十八条の九の三に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、寡婦（寡夫）控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額若しくは法第三百十四条の二第四項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第三百十三条第八項に規定する純損失の金額の控除若しくは同条第九項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除を受けようとするものを除く。」を加え、同条第四項中「前項」を「第一項又は前項」に改める。

第六十七条第三項中「二千四百円以下」を「四千円未満」に改める。

附則第十条中「又は第三十八条第五項若しくは第六項」を「、第三十八条第五項若しくは第六項又は第三十九条第四項」に、「若しくは第三十八条第五項若しくは第六項」を「、第三十八条第五項若しくは第六項若しくは第三十九条第四項」に改める。

附則第十一条の見出し中「昭和六十年度から昭和六十二年度まで」を「昭和六十三年度から

昭和六十五年度まで」に改める。

附則第十二条（見出しを含む。）中「昭和六十年から昭和六十二年まで」を「昭和六十三年から昭和六十五年度まで」に改め、同条の表を次のように改める。

上昇率の区分	負担調整率
一・一五倍以下のもの	一・〇五
一・一五倍を超え、一・三倍以下のもの	一・一
一・三倍を超え、一・五倍以下のもの	一・一五
一・五倍を超え、一・七倍以下のもの	一・二
一・七倍を超え、一・九倍以下のもの	一・二五
一・九倍を超えるもの	一・三

附則第十三条（見出しを含む。）中「昭和六十年から昭和六十二年まで」を「昭和六十三年から昭和六十五年度まで」に改め、同条の表を次のように改める。

上昇率の区分	負担調整率
一・〇七五倍以下のもの	一・〇二五
一・〇七五倍を超え、一・一五倍以下のもの	一・〇五
一・一五倍を超え、一・三倍以下のもの	一・一
一・三倍を超え、一・五倍以下のもの	一・一五
一・五倍を超えるもの	一・二

附則第十五条中「若しくは第二項又は第三十八条第八項」を「、第二項、第三項若しくは第四項若しくは第三十八条第八項又は第三十九条第六項若しくは第七項」に、「若しくは第三十八条第八項」を「、第三十八条第八項若しくは第三十九条第六項若しくは第七項」に改める。

附則第十五条の二第一項中「昭和六十年から昭和六十二年まで」を「昭和六十三年から昭和六十五年まで」に改める。

附則第十六条の二第一項及び第二項中「昭和六十三年三月三十一日」を「昭和六十四年三月三十一日」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、昭和六十三年四月一日から施行する。

(町民税に関する経過措置)

第二条 改正後の三朝町税条例（以下「新条例」という。）第三十六条の二第一項の規定は、昭和六十四年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、昭和六十三年分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第三条 新条例の規定中固定資産税に関する規定は、昭和六十三年分以後の年度分の固定資産税について適用し、昭和六十二年分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 昭和六十三年分までの固定資産税に限り、新条例第七十一条の規定の適用については、同条中「一月三十一日」とあるのは、「四月三十日」とする。

(特別土地保有税に関する経過措置)

第四条 新条例附則第十五条の二の規定は、昭和六十三年分以後の年度分の土地に対して課する特別土地保有税について適用し、昭和六十二年分までの土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。